

ふるさとの農林漁業体験支援事業実施要領

ふるさとの農林漁業体験支援事業については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県農産振興事業事務取扱要領、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

東日本大震災及び原発事故の影響により子どもを対象とした体験型の食育推進活動が減少しているほか、生活環境の変化により健康の悪化や地域活力の低下が懸念されている。このため、子どもやその保護者が農林漁業体験を通じて、豊かで健康的な食生活を実践するために、食育や地産地消に関する活動を行う団体等に対して支援する。

第2 事業の内容

福島県内において、次の1から3の内容を各1回以上取り入れた県内の子どもとその保護者を対象とした食育推進活動を行う団体等に補助するものとする。

なお、各取組の対象者の半数以上は18歳以下の子どもとなるようにする。

- 1 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解促進活動
農林漁業体験、市場見学、料理実習やそれらに携わる人との交流など、地域の特色を生かした魅力ある体験型の食育推進活動を実施する。
- 2 リスクコミュニケーション活動
県産農林水産物の安全安心の取組や放射性物質の正しい情報や知識を身につけるための活動を実施する。
- 3 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解度評価
1及び2の参加者を対象に、県産農林水産物の生産・流通等に関する理解度についてアンケート調査を実施する。

第3 補助

福島県知事（以下「知事」という。）は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し補助するものとする。

ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第5 事業実施主体

県内に主たる事務所を置き、子どもを対象とした食育推進活動を行う団体（民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人等）とし、代表者、組織及び運営について規定等の定めがあり、事業の実施及び予算の執行が確実と見込まれるものとする。

第6 補助対象経費

補助対象経費は、別表に掲げる経費のうち本事業の対象として明確に区分できるもので、証拠書類等によって金額が確認できるものに限る。

第7 補助率

補助率は定額とし、補助額の上限は1,100千円とする。

第8 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式1）及び事業実施計画書（別記様式2）を作成し、知事に提出する。
- (2) 知事は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、事業実施主体に対して事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を通知する。
ただし、審査にあたっては、県北、県中、県南、会津、南会津、相双、いわきの各地方において1事業以上が実施されるように配慮する。また東日本大震災等により避難している子どもが活動に参加できるよう配慮された事業実施計画を優先的に承認する。
- (3) 知事の承認を受けた事業実施主体は、交付要綱第3条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第6条に定める申請を行う際には、変更箇所を二段書きした事業実施計画書（別記様式2）を添付する。
- (2) 事業実施主体は、交付要綱第6条に定める変更該当する場合を除き、事業実施計画書（別記様式2）第1 総括表の活動名を追加若しくは削除する場合は、事業実施計画変更届（別記様式3）を知事へ提出する。

第9 補助の取り消し

知事は、事業実施主体が次の各号に該当するときは、この補助の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 事業実施主体が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- 2 事業実施主体が明らかに業務を遂行することができないと認められるとき。
- 3 事業実施主体が解除を申し出たとき。
- 4 事業実施主体又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 5 事業実施主体が次のいずれかに該当するとき。
 - (1) 役員等（民間団体の役員又は支所の代表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

と認められるとき。

第 10 事業実施報告

事業実施主体は、事業実施報告書（別記様式 2）を、交付要綱第 10 条に定める実績報告に併せて知事に報告する。

第 11 成果確認検査

知事は、事業の検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行うものとする。

第 12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 20 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 14 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

別表
補助対象経費

対象となる経費は、業務の実施に直接必要な経費のうち、以下のものとする。

費目	内容
謝金	体験実習や交流会等の講師等の謝金
旅費	上記の講師等、事業に要する交通費
印刷製本費	資料、チラシ、ポスター、パンフレット等の作成代
消耗品費	体験実習等実施のための農具等の消耗品、体験学習や交流会、調理実習等開催のための材料費、事務用品費
燃料費	体験学習や交流会等のための車両燃料費
役員費	参加者等の傷害保険料、クリーニング代、振込手数料
通信運搬費	参加者や関係者等との通信費や送料
使用料	体験学習や交流会、講習会等の会場借上料、バス等車両借上料、駐車場使用料、高速道路通行料等
賃金等	体験学習や交流会等開催を行うための短期の賃金・手当等
事業委託費	ツアー実施などの委託費
広報費	参加者募集の公告やホームページの作成費(事業実施主体が運営する媒体に係る費用は除く)
その他	知事が必要と認める経費

- ※ 参加者への弁当代、記念品代、土産代は対象経費として認めない。
- ※ 全ての経費において、事業実施主体の関係会社等への発注は補助対象外とする。

別記様式 1

記 号 番 号
令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所 又 は 所 在 地
氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名

ふるさとの農林漁業体験支援事業実施計画承認申請書

ふるさとの農林漁業体験支援事業実施要領第 8 の規定により承認を受けたいので、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業実施計画書

別紙（別記様式 2）のとおり

2 添付書類

3 本件責任者及び担当者

責任者 職 氏名

担当者 職 氏名

連絡先 電話番号

別記様式 2

事業実施計画書
(事業実施報告書)

第 1 総括表

活 動 名	事業費計画額 (事業費精算額)	備考
1 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解促進活動	円	
2 リスクコミュニケーション活動	円	
3 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解度の評価	円	
4 その他事業目的達成に必要な事項	円	
合 計	円	

第 2 事業の目的

--

第 3 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

第 4 事業の目標及び実績等

目標 (達成すべき成果)
○具体的な目標 (数値目標) 例) 参加者アンケートによる県産農林水産物の理解度 80%以上等
実績及び成果
○具体的な目標に対する実績 (数値実績)

- ※ 事業費計画額 (精算額) の欄には、活動名ごとの事業費及び合計額を記入する。
- ※ 実績及び成果の欄は、事業実施後に記入する。

(個別計画書 (実績書))

実施地域	県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき (いずれかに○)
------	---------------------------------

No.1

活動名	1 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解促進活動 (必須)
期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
場所	
活動内容	※本活動の目的、具体的内容等を記載する。
活動費	謝金 旅費 印刷製本費 消耗品費 燃料費 役員費 通信運搬費 使用料 賃金等 事業委託費 広報費 その他 合計 円 (補助金 円、自己負担額 円)

(個別計画書 (実績書))

No.2

活動名	2 リスクコミュニケーション活動 (必須)
期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
場所	
活動内容	※本活動の目的、具体的内容等を記載する。
活動費	謝金 旅費 印刷製本費 消耗品費 燃料費 役員費 通信運搬費 使用料 賃金等 事業委託費 広報費 その他 合計 円 (補助金 円、自己負担額 円)

(個別計画書(実績書))

No.3

活動名	3 体験・交流を通じた県産農林水産物の生産・流通等の理解度の評価(必須)
期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
場所	
活動内容	※本活動の目的、具体的内容等を記載する。
活動費	謝金 旅費 印刷製本費 消耗品費 燃料費 役員費 通信運搬費 使用料 賃金等 事業委託費 広報費 その他 合計 円 (補助金 円、自己負担額 円)

(個別計画書 (実績書))

No.4

活動名	4 その他事業目的達成に必要な事項 (任意)
期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
場所	
活動内容	※本活動の目的、具体的内容等を記載する。
活動費	謝金 旅費 印刷製本費 消耗品費 燃料費 役員費 通信運搬費 使用料 賃金等 事業委託費 広報費 その他 合計 円 (補助金 円、自己負担額 円)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福 島 県 知 事

住 所 又 は 所 在 地
氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 名

ふるさとの農林漁業体験支援事業実施計画変更届

令和〇〇年〇月〇〇日付けで承認された事業実施計画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更理由
- 2 事業実施計画書
別紙（別記様式2）のとおり

(注) 変更の内容が容易に比較できるよう、変更前を（ ）書きとし二段書きとする。
また、必要に応じ関係書類を添付する。